青森・岩手県境不法投棄現場において確認されたドラム缶について

今般、県境不法投棄現場においてドラム缶が確認されましたので、その概要と処理方法 について報告します。

1 確認した日 平成19年8月3日(金)

2 確認時の状況と経緯について

- (1)県境不法投棄現場から出たコンクリート塊を、工事業者が産業廃棄物処理業者に処理委託し、8月3日に破砕したところ、1個のコンクリート塊(大きさ縦80cm、横80cm、高さ110cm)の中からドラム缶が確認されました。
- (2)8月6日、県はドラム缶の調査を行ったところ、内容物はアルカリ性の液体と結晶 状の固形物が混在しており、強い臭気を放っていることを確認しました。さらに、ド ラム缶に「PDCB」(パラジクロロベンゼン:防虫剤等の原料)との表示も確認しま した。
- (3) 当該コンクリート塊について飛散・流出防止措置を講じたうえで、不法投棄現場に 運搬し、隔離保管しました。
- (4)内容物を採取・分析した結果、固形物はパラジクロロベンゼンと推定され、また、 1,2-ジクロロエタンとベンゼンの濃度から、特別管理産業廃棄物の汚泥であることが 判明しました。

(単位:mg/リットル) 項目名 分析結果 判定基準(汚泥) トリクロロエチレン 0.3 0.012 0.0005未満 テトラクロロエチレン 0.1 ジクロロメタン 0.2 0.005 四塩化炭素 0.0001未満 0.02 1,2-ジクロロエタン 0.04 0.26 1,1-ジクロロエチレン 0.003 0.2 シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 0.001未満 1,1,1-トリクロロエタン 0.0005未満 3 1,1,2-トリクロロエタン 0.0001未満 0.06 1,3-ジクロロプロペン 0.02 0.0001未満 ベンゼン 7.5 0.1 カドミウム 0.001未満 0.3 鉛 0.013 0.3 0.3 ヒ素 0.034

(参考値)パラジクロロベンゼン:500mg/リットル

3 処理について

シアン化合物

当該ドラム缶入りのコンクリート塊については、飛散・流出防止措置を講じたうえで、 不法投棄現場に隔離保管しており、ドラム缶の内容物は特別管理産業廃棄物の汚泥として、適正に処理を行うこととします。

0.025未満



ドラム缶確認状況



1

隔離・保管状況